平成20年３月25日

各　　位

会 社 名：株式会社　タムラ製作所
（コード：6768　東証第一部）
代表者名：取締役社長　田村　直樹
問合せ先：取締役執行役員
経営管理本部長　飯田　博幸
（ＴＥＬ：03－3978－2031）

株式会社光波との資本業務提携及び同社株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社タムラ製作所（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成20年３月25日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社光波（コード番号：6876　ジャスダック。以下「対象者」といいます。）との間で資本業務提携を行うとともに、対象者株券を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．買付け等の目的

（１）公開買付けの背景および理由

当社は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）に上場している対象者について、当社の連結子会社とすることを目的とし、対象者普通株式3,599,400株（対象者の発行済株式総数の52.10％）を上限として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決定いたしました（下限については設定いたしません。）。本公開買付けについては、平成20年３月25日開催の対象者の取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。

当社グループは、当社、子会社44社、関連会社４社で構成され、電子部品、電子化学材料・はんだ付装置、情報機器の製造販売を主な事業とし、1924年の創業以来蓄積してきた経験と培ってきたノウハウをベースに世界のエレクトロニクス業界において、よりグローバルなフィールドで事業活動を展開しております。

現在当社は、『**T's POWER!**』というコーポレートスローガンの下、新中期経営計画を遂行しており、グループ経営強化と成長拡大事業・安定収益事業・戦略事業の３本の経営基軸による利益シナリオの実現をグループ一丸となって目指しております。具体的なグループ経営目標として『2009年度に営業利益率８％以上、営業利益85億円以上』を掲げ、目標の実現に向け、電子部品関連事業・電子化学材料/はんだ付装置関連事業、情報機器関連事業の強化を図っております。

他方、昭和60年に設立された対象者は、自動販売機用製品、LED（発光ダイオード）応用製品や信号機器用製品などの光応用製品の製造販売を主な事業としており、“光のエンジニアリング企業”として「コンパクト」「省エネルギー」「高機能」など時代のニーズを実現する独自技術をもって、LEDを応用したオプトエレクトロニクス製品の開発に力を注いでおります。創業以来、市場で圧倒的なシェアを誇る自動販売機のスイッチ内蔵照光式連動押しボタン(商品押しボタン)をはじめ、携帯電話や各種OA機器などのディスプレイに用いられるチップLEDランプ、鉄道・道路の安全を支える各種交通用表示機器など、幅広い分野に製品を提供しており、LED市場において確固たる地位を築いております。また、平成10年に

株式を店頭市場（現 ジャスダック証券取引所）に公開してからは、これら基幹製品に加え、LEDの特徴を活かした、環境にやさしいLED照明など新しい分野の製品開発に注力しております。

上記のとおり、当社は、『**T's POWER!**』の下、新中期経営計画を遂行し、電子部品関連事業等の強化を図っていますが、中でも電子部品関連事業におけるLED事業については、『チャレンジ項目』として将来的な当社の発展に寄与する事業であると認識するとともに、未来の利益の源泉としてM&Aを含めた規模の拡大を企図しております。かかる企図に基づき、先般より、当社は、卓越した技術力および製品開発力を有して高い評価を市場から受けている対象者との間で、今後の協業体制について検討を進め、当社および対象者のより一層の事業基盤強化と企業価値向上に資するため、当社が対象者を連結子会社とし資本業務提携を行うことが最善であると判断し、資本業務提携に関して、対象者との間で誠実な協議を具体的に行ってまいりました。

その結果、当社と対象者は、平成20年３月25日、資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）の合意に至り、覚書（以下「本提携覚書」といいます。）を締結いたしました。当社のグローバルでのリソースを活用し対象者の競争力をより高めることで、今後一層の拡大が見込めるLEDマーケットにおいて圧倒的な地位を築けると確信しております。具体的には卓越した技術力および製品開発力から生まれた対象者の製品を当社のグローバルネットワークを活用して拡販することで、当社のみならず対象者の一層の企業価値の向上が可能になるものと考えております。

（２）資本業務提携の概要

本提携覚書においては、当社と対象者の互いの協働を促進し、協働シナジーの実現ひいては互いの企業価値の更なる向上を実現する観点から、主として、以下の事項等について合意しております。

① 当社と対象者の互いの協働を促進するために、当社および対象者は、互いに必要なメンバーを選定し適宜協議を取り進め、互いの合意に基づき必要な人事交流を図る。

② 対象者は、対象者の保有する自己株式212,000株（平成20年３月25日現在）全て（発行済株式総数の3.07％）について本公開買付けに応募する。

③ 対象者は、本公開買付成立後、（i）当社の対象者に対する議決権保有割合が40%以上である場合は、対象者の取締役の定員の過半数を占める人数の、（ii）当社の対象者に対する議決権保有割合が10%以上40%未満である場合は、当社の対象者に対する議決権保有割合に応じた人数（当該議決権保有割合に応じた当該人数に端数が生じる場合には端数を切り上げる。）の取締役を選任する役員選任議案（取締役の候補者については、当社と対象者が事前に協議の上、当社が別途指定する者とします。）を、平成20年３月末日に終了する事業年度に係る対象者の定時株主総会（以下「次期定時株主総会」といいます。）の議案として上程し、当社が指名する者が取締役に選任されるよう、協力する。

④ 次期定時株主総会の終了時までの間において対象者が一定の事項を行う際、当社の事前の承諾を必要とする。

⑤ 対象者は、次期定時株主総会の終了時まで、剰余金の分配および自己株式の取得を行わない（但し、対象者は、平成20年３月末日における対象者の株主に対して、法令に従い１株あたり15円以内の剰余金の分配を行うことは妨げられない。）。

（３）公開買付け後の方針等および今後の見通し

本公開買付けにより、当社が対象者の総株主等の議決権に対して50％を超える議決権を有するに至った場合、または当社が対象者の総株主等の議決権に対して40％以上の議決権を有するに至り、かつ、当社が指名する者が対象者の取締役の過半数を占めた場合には、対象者は、当社の連結子会社となる予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の総株主等の議決権に対して40％以上の議決権を取得できなかった場合、当社が指名する取締役の候補者の対象者における選任状況を踏まえ、連結財務諸表規則、その他連結の範囲に関連する監査委員会報告に基づいた当社の会計監査人の判断に従い連結の範囲又は持分法の範囲を決定致します。

当社と対象者は、対象者が当社の連結子会社又は持分法適用関連会社とならない場合であっても、本資本業務提携を実施する予定です。上述のとおり、本提携覚書においては、当社および対象者は、対象者が、本公開買付成立後、（i）当社の対象者に対する議決権保有割合が40%以上である場合は、対象者の取締役の定員の過半数を占める人数の、（ii）当社の対象者に対する議決権保有割合が10%以上40%未満である場合は、当社の対象者に対する議決権保有割合に応じた人数（当該議決権保有割合に応じた当該人数に端数が生じる場合には端数を切り上げる。）の取締役を選任する役員選任議案（取締役の候補者については、当社と対象者が事前に協議の上、当社が別途指定する者とします。）を、次期定時株主総会の議案として上程し、当社が指名する者が取締役に選任されるよう、協力することに合意しております。

当社が対象者の議決権保有割合の過半数を取得できなかった場合には、当社は、市場買付け等を実施することによって、当社による対象者の議決権保有割合の過半数の取得又は当社による対象者の連結子会社化のために必要な対象者普通株式を追加取得すること等の検討をする予定です。

対象者はジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開買付けについて買付予定の上限を設け、また、上記追加取得を実施する場合における当該追加取得株数は当社による対象者の議決権保有割合の過半数の取得又は当社による対象者の連結子会社化に必要な範囲内に止める予定であり、対象者の上場は、本公開買付け後も引き続き維持する方針です。

（４）本公開買付けにおける条件の概要

当社は、応募株券等の総数が買付予定の上限（3,599,400株。後記「４．買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数　（３）買付予定の株券等の数（注１）」で定義されます。）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第５項および発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。本公開買付けにおいては、買付予定の下限は設定いたしません。

本公開買付けは、対象者株主に対して、近時の市場価格よりも有利な価格にてその保有する対象者普通株式を売却する機会を提供するものであります。

当社は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）を決定するにあたり、当社および対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社（以下「大和証券エスエムビーシー」といいます。）に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

大和証券エスエムビーシーは、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した対象者の業績の内容や当社が妥当と判断した対象者の業績予想により、市場株価法およびディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による評価を実施し、当社は大和証券エスエムビーシーから平成20年３月24日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（なお、当社は、第三者算定機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。）。なお、対象者はジャスダック証券取引所において、平成20年３月25日付で「棚卸資産の評価に係る会計基準の早期適用による特別損失の計上および平成20年3月期通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その内容は対象者の株式価値の算定に反映しております。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式１株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価法	874円～926円
・DCF法	1,006円～1,289円

当社は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決

定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を１株あたり1,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成20年３月24日のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値928円に対して約29.3％（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年３月24日までの過去１ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均892円（小数点以下を四捨五入）に対して約34.5％（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成20年３月24日までの過去３ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均868円（小数点以下を四捨五入）に対して約38.2％（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

（５）本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成20年３月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っています。

また、対象者は、平成20年３月25日に開催された取締役会において、対象者の保有する自己株式212,000株（平成20年３月25日現在）全て（発行済株式総数の3.07％）について、本公開買付けに応募する旨の決議をしています。かかる決議を受けて、当社と対象者は、本提携覚書において、対象者が上記自己株式全てを応募する旨の合意をしております。

当社と、対象者の筆頭株主であり、かつ、対象者の代表取締役会長である荒川滋男氏（以下「荒川氏」といいます。）とは、平成20年３月25日に、①荒川氏がその所有する対象者の株式の全て（719,000株）を本公開買付けに応募すること（なお、当社は、下記の光研究所との間においては、その所有の株券等について本公開買付けへの応募の合意をしておりません。）、②荒川氏は、次期定時株主総会の会日から１年間は対象者の取締役としてその職務を遂行し、その後の対象者における職務については当社と荒川氏は協議の上決定することについて合意しています。

また、当社と、荒川氏および荒川氏が発行済株式総数の全てを有し、かつ、荒川氏が代表取締役である有限会社光研究所（以下「光研究所」といいます。）とは、本公開買付けが成立した場合には、対象者の次期定時株主総会において、当社と荒川氏が事前の協議の上当社が指定する者が本提携覚書の規定に従い対象者の取締役として選任されるように取締役選任議案に賛成する旨の議決権行使を荒川氏および光研究所が行うことについて合意しております。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 商号	株式会社光波
② 事業内容	自動販売機用製品、LED(発光ダイオード)応用製品や信号機器用製品などの光応用製品の製造販売
③ 設立年月日	昭和60年12月２日
④ 本店所在地	東京都練馬区向山二丁目６番８号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　大　井　　一
⑥ 資本金	3,331,726千円　（平成19年12月31日現在）
⑦ 大株主及び持株比率	荒 川 滋 男　10.42％ 久 保 善 治　5.95％ 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　4.83％

		有限会社光研究所 4.34% 株式会社南日本銀行 2.70% 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 2.45% 日本生命保険相互会社 2.01% 資産管理サービス信託銀行株式会社 1.24% 光波従業員持株会 0.95% 株式会社三菱UFJ信託銀行 0.94% 西武信用金庫 0.94% （注）上記は、対象者の第38期半期報告書（提出日：平成19年12月21日）に基づいて作成しています。	
⑧	買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は、対象者の普通株式を1,000株保有しております。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（２）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年３月26日（水曜日）から平成20年４月30日（水曜日）まで（25営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第３項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、公開買付期間の末日は平成20年５月９日（金曜日）となります。

（３）買付け等の価格　　１株につき、1,200円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

大和証券エスエムビーシーは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や公開買付者が妥当と判断した対象者の業績予想により、市場株価法およびDCF法による評価を実施し、公開買付者は大和証券エスエムビーシーから平成20年３月24日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（なお、公開買付者は、第三者算定機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。）。なお、対象者はジャスダック証券取引所において、平成20年３月25日付で「棚卸資産の評価に係る会計基準の早期適用による特別損失の計上および平成20年３月期通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その内容は対象者の株式価値の算定に反映しております。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式１株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価法　　874円～926円
・DCF法　　1,006円～1,289円

公開買付者は、以上の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、買付価格を１株あたり1,200円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成20年３月24日のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値928円に対して約29.3%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年３月24日までの過去１ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均892円（小数点以下を四捨五入）に対して約34.5%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、また、平成20年３月24日までの過去３ヶ月間のジャスダック証券取引所における対象者の普通株式に係る終値の単純平均868円（小数点以下を四捨五入）に対して約38.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。

② 算定の経緯

公開買付者は対象者との間で、今後の協業体制について検討を進めてまいりましたが、公開買付者および対象者のより一層の事業基盤強化と企業価値向上に資するため、公開買付者が対象者を連結子会社とすることが最善であると判断し、平成20年２月頃より、本公開買付けに関する検討を含む具体的な検討に着手いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、公開買付者および対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシーに対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値評価の分析を依頼いたしました。

大和証券エスエムビーシーは、公開買付者からのかかる依頼に基づき、公開買付者が提供した対象者の業績の内容や公開買付者が妥当と判断した対象者の業績予想により、市場株価法およびDCF法による評価を実施し、公開買付者は大和証券エスエムビーシーから平成20年３月24日に対象者の株式価値の算定結果について報告および算定書の提出を受けました（なお、公開買付者は、第三者算定機関に対し買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めておりません。）。なお、対象者はジャスダック証券取引所において、平成20年３月25日付で「棚卸資産の評価に係る会計基準の早期適用による特別損失の計上および平成20年３月期通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その内容は対象者の株式価値の算定に反映しております。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式１株あたりの価値の範囲は以下のとおりです。

・市場株価法	874円～926円
・DCF法	1,006円～1,289円

また、公開買付者は、対象者に対して事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスを平成20年２月から３月にかけて行いました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、上記の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映したDCF法による算定結果を重視しつつ、対象者の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例における買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例に加え、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者に対する事業面、法務面、会計・税務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果を踏まえ、慎重に検討を進めた結果、本公開買付けにおける買付価格を１株あたり1,200円とすることを決定いたしました。

平成20年３月25日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに対する賛同決議がなされております。

③　算定機関との関係

大和証券エスエムビーシーは当社又は対象者とは独立した算定機関であり、当社又は対象者の関連当事者には該当しません。

（５）買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
3,599,400（株）	―（株）	3,599,400（株）

（注１）応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の上限」（3,599,400 株。以下「買付予定の上限」といいます。）以下のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定の上限を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）対象者は、平成 20 年３月 25 日に開催された取締役会において、対象者の保有する自己株式 212,000 株（平成 20 年３月 25 日現在）全て（発行済株式総数の 3.07%）について、本公開買付けに応募する旨の決議をしています。かかる決議を受けて、当社と対象者は、本提携覚書において、対象者が上記自己株式全てを応募する旨の合意をしております。

（注３）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります（単元未満株式が公開買付代理人または復代理人（後記「２．買付等の概要　(11) 公開買付代理人」においてそれぞれ記載されるものをいいます。）を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。）。

（注４）公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行または移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としております。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	35,994
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	―
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	―
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	10
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	―
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	―
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(g)	10,190
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	―
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	―
対象者の総株主等の議決権の数（平成19年９月30日現在）（個）(j)	66,957

買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合 （a/j）（%）	50.99
買付け等を行った後における株券等所有割合 （(a+d+g)/(j+(b−c)+(e−f)+(h−i))×100）（%）	55.25

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（3,599,400株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２）「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、公開買付者の特別関係者である荒川氏の所有株券については本公開買付けに対する応募の合意を得ているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」のうち荒川氏の所有株券（719,000株）に係る議決権の数（7,190個）は分子に加算しておりません。なお、本公開買付けにおける荒川氏の所有株券に関する買付けの状況によっては、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は変更される可能性があります。

（注３）「対象者の総株主等の議決権の数（j)」は、対象者の第38期中半期報告書（提出日：平成19年12月21日）に記載された平成19年９月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式、対象者の新株予約権が行使されることにより発行または移転される対象者普通株式および自己株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、上記半期報告書記載の単元未満株式数（650株）に係る議決権の数（６個)、対象者の新株予約権が行使されることにより発行または移転される対象者普通株式（上記半期報告書によれば、合計151,300株。平成19年11月30日現在）に係る議決権の数（1,513個）および自己株式（212,000。平成20年３月25日現在）に係る議決権（2,120個）を加え、「対象者の総株主等の議決権の数（個）（j)」を70,596個として計算しております。なお、本公開買付けにおける単元未満株式、対象者の新株予約権が行使されることにより発行または移転される対象者普通株式および自己株式に関する応募・買付けの状況によっては、上記の「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」は変更される可能性があります。

（注４）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金　　4,319 百万円

（８）決済の方法

①　買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

公開買付代理人：

大和証券エスエムビーシー株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

②　決済の開始日

平成 20 年５月 12 日（月曜日）

（注）法第 27 条の 10 第３項の規定により公開買付期間が延長された場合には、
平成 20 年５月 19 日（月曜日）

③　決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所または所在地（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人または復代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人または復代理人の応募受付をした各本

店または全国各支店にてお支払いします。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の上限（3,599,400株）以下のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定の上限（3,599,400株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。（各応募株券等の数に１単元（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定の上限に満たないときは、買付予定の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定の上限を超えることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した買付株数の合計が買付予定の上限を超えるときは、買付予定の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方法により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定の上限を下回ることとなる場合には、買付予定の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第２号、第３号イないしチならびに同条第２項第３号ないし第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受付をした場合には復代理人）の各本店または全国各支店に解除書面（公開買

付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付または送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除にともなう損害賠償または違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに下記の方法により返還します。

（イ）応募に際し公開買付代理人または復代理人に対して株券等が提出された場合には、買付けられなかった株券等を応募株主等へ交付または応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

（ロ）公開買付代理人もしくは復代理人（または公開買付代理人もしくは復代理人を通じて証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の６第１項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われたものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書または関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報または書類も、米国内において、もしくは米国に向けて、または米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付けもしくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、

これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人または受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成20年３月26日（水曜日）

(11) 公開買付代理人
大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

３．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社と対象者は、本提携覚書において、当社と対象者の互いの協働を促進し、協働シナジーの実現ひいては互いの企業価値の更なる向上を実現する観点から、主として、以下の事項等について合意しております。

① 当社と対象者の互いの協働を促進するために、当社および対象者は、互いに必要なメンバーを選定し適宜協議を取り進め、互いの合意に基づき必要な人事交流を図る。

② 対象者は、対象者の保有する自己株式212,000株（平成20年３月25日現在）全て（発行済株式総数の3.07%）について本公開買付けに応募する。

③ 対象者は、本公開買付成立後、（i）当社の対象者に対する議決権保有割合が40%以上である場合は、対象者の取締役の定員の過半数を占める人数の、（ii）当社の対象者に対する議決権保有割合が10%以上40%未満である場合は、当社の対象者に対する議決権保有割合に応じた人数（当該議決権保有割合に応じた当該人数に端数が生じる場合には端数を切り上げる。）の取締役を選任する役員選任議案（取締役の候補者については、当社と対象者が事前に協議の上、当社が別途指定する者とします。）を、次期定時株主総会の議案として上程し、当社が指名する者が取締役に選任されるよう、協力する。

④ 次期定時株主総会の終了時までの間において対象者が一定の事項を行う際、当社の事前の承諾を必要とする。

⑤ 対象者は、次期定時株主総会の終了時まで、剰余金の分配および自己株式の取得を行わない（但し、対象者は、平成20年３月末日における対象者の株主に対して、法令に従い１株あたり15円以内の剰余金の分配を行うことは妨げられない。）。

対象者は、平成20年３月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っています。

また、対象者は、平成20年３月25日に開催された取締役会において、対象者の保有する自己株式212,000株（平成20年３月25日現在）全て（発行済株式総数の3.07%）について、本公開買付けに応募する旨の決議をしています。かかる決議を受けて、当社と対象者は、本提携覚書において、対象者が上記自己株式全てを応募する旨の合意をしております。

当社と、対象者の筆頭株主であり、かつ、対象者の代表取締役会長である荒川氏とは、平成20年３月25日に、①荒川氏がその所有する対象者の株式の全て（719,000株）を本公開買付けに応募すること（なお、当社は、下記の光研究所との間においては、その所有の株券等について本公開買付けへの応募の合意をしておりません。）、②荒川氏は、次期定時株主総会の会日から１年間は対象者の取締役としてその職務を遂行し、その後の対象者における職務については当社と荒川氏は協議の上決定することについて合意しています。

また、当社と、荒川氏および荒川氏が発行済株式総数の全てを有し、かつ、荒川氏が代表取締役である光研究所とは、本公開買付けが成立した場合には、対象者の次期定時株主総会において、当社と荒川氏が事前の協議の上当社が指定する者が本提携覚書の規定に従い対象者の取締役として選任されるように取締役選任議案に賛成する旨の議決権行使を荒川氏および光研究所が行うことについて合意しており

ます。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、ジャスダック証券取引所において、平成20年３月25日付で「棚卸資産の評価に係る会計基準の早期適用による特別損失の計上および平成20年3月期通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該発表に基づく特別損失の発生及び業績修正内容は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の２の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。

なお、対象者はジャスダック証券取引所において、平成 20 年３月 25 日付で「棚卸資産の評価に係る会計基準の早期適用による特別損失の計上および平成 20 年 3 月期通期（連結・個別）業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しており、その内容は対象者の株式価値の算定に反映しております。

①　特別損失の発生、その内容および発生理由

当社の主力製品であり、かつ基幹製品群の主要コンポーネントでもあるチップ LED の価格が海外にて急激に下落し、その価格下落が国内価格にも反映され、当社の収益にも影響を与えております。このような業界環境下、当社は経営体質の健全化ならびに製品の選択と集中による安定かつ継続的な利益の確保を目的として、「棚卸資産の評価に係る会計基準」の受入れ準備が整ったため、平成 20 年 3 月期より当該会計基準の早期適用をいたします。この基準適用による評価変更差額は、連結で６８０百万円、個別で５００百万円を特別損失に計上する見込みです。

この他、個別では休止固定資産除却損、旧本社ビル（練馬区東大泉四丁目７９９番地２７）の非事業用化による固定資産の減損等を含めまして、特別損失は２５０百万円を計上する見込みです。

②　平成 20 年３月期　通期連結・個別業績予想の修正等

（１）連結通期（平成 19 年４月１日～平成 20 年３月 31 日）　（単位：百万円）

	売　上　高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
前回予想（A）	9,500	140	60	40
今回修正（B）	9,500	180	90	△600
増減額（B－A）	0	40	30	△640
増 減 率	0	28.6%	50.0%	－

（２）　個別通期（平成 19 年４月１日～平成 20 年３月 31 日）　（単位：百万円）

	売　上　高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
前回予想（A）	9,500	90	250	210
今回修正（B）	9,500	150	300	△170
増減額（B－A）	0	60	50	△380
増 減 率	0	66.7%	20.0%	－

③　修正理由

平成 19 年 11 月 16 日付当社「平成 20 年３月期　中間決算短信」では、当社の主力製品の自動販売機用製品のうち、たばこ用が計画を大きく下回ると予想しておりましたが、設置時期が近づき、自販機メーカーでの数量の最終調整が計られ、不足数量が発生していることから、第４四半期にて売上が増加しております。一方、第３四半期までは順調に拡大しておりましたアミューズメント製品のうち、プロジュクトの１件が次期にずれ込むことにより減額となりました。これにより売上高では増減が相殺され、通期の予想に変更はございません。また、売上

製品の構成が異なった結果、製品の利益率の違いから営業利益では６０百万円、経常利益では５０百万円計画を下回る見込みです。

さらに、上記「棚卸資産の評価に係る会計基準」の早期適用による特別損失の計上により、当期純利益は△６４０百万円下回るとなる見込みです。

④　ご参考：前期の実績

前期の連結実績（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）　（単位：百万円）

	売　上　高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
通　期（4／1～3／31）	10,212	559	426	200

前期の個別実績（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）　（単位：百万円）

	売　上　高	営 業 利 益	経 常 利 益	当 期 純 利 益
通　期（4／1～3／31）	10,212	316	476	263

⑤　配当予想について

平成19年11月16日付当社「平成20年3月期　中間決算短信」にて発表いたしました1株当たり15円の期末配当予想に変更はありません。

（注記）

上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、実際の業績等は、今後の様々な要因によって予想数値と異なる場合があります。

以　上